

## 冬季無加温栽培技術利用生産物等に係るロゴマーク使用要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、冬季無加温栽培技術利用生産物等に係るロゴマーク管理要領（以下、「管理要領」という。）の規定に基づき、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下、「道総研」という。）が開発した冬季無加温栽培技術による生産物（以下、「ゆきあま」という）若しくは「ゆきあま」に由来する加工・調理品であることを示すロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）の使用に必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 「ゆきあま」若しくは「ゆきあま」に由来する加工・調理品にロゴマークを使用することで、道総研が開発した冬季無加温栽培技術の普及を促進する。  
なお、ロゴマークは、生産物や加工・調理品の品質等を保証するものではない。

### (仕様)

第3条 ロゴマークの様式、及び使用例と注意事項は仕様書（別紙1-1、1-2）に定める。なお、様式は必要に応じ追加するものとする。

### (使用者)

第4条 ロゴマークの使用者は、次のとおりとする。

- (1) 「ゆきあま」の生産者及び生産者団体（以下、「生産者等」という。）
- (2) 冬季無加温栽培技術の普及促進を企図する取組を行おうとする地方公共団体等
- (3) 前各号の者から二次許諾を受けた者
  - ア 生産者等から出荷された「ゆきあま」を販売する小売店
  - イ 生産者等から直接購入した「ゆきあま」に由来する加工・調理品の製造・販売者
  - ウ 生産者等から直接購入した「ゆきあま」を自ら加工・調理し、これを提供する飲食店
  - エ 本条の(2)にあつては当該取組に参画する生産者等及び前3項の者

### (使用料)

第5条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

### (本要領に含まれる道総研の手続き)

第6条 本要領には次の手続きを含む。

- (1) 地方独立行政法人北海道立総合研究機構名義使用要領（以下、「名義使用要領」という。）の第2に定める道総研の名義使用
- (2) 地方独立行政法人北海道立総合研究機構著作権に関する利用許諾要領（以下、「著作権許諾要領」という。）の第2条の(4)に定める著作物の利用

### (使用手続き)

第7条 ロゴマークの使用手続きは次のとおりとする。

- (1) 第4条の(1)及び(2)のうちロゴマークの使用を希望する者は、使用を開始する1週間前までに、名義使用要領別記様式第1号（別紙2-1、2-2）及び著作権許諾要領別記様式第1号（別紙6-1、6-2）を農業研究本部上川農業試験場（以下、「上川農業試験場」という。）に提出するものとする。
- (2) 上川農業試験場は、前号の申請を審査し、適当と認めるときは名義使用要領別記様式第2号（別紙3-1、3-2）及び著作権許諾要領別記第6号様式（別紙7-1、7-2）により許諾するものとする。
- (3) 前号の許諾を受けた者には第4条の(3)の者に対する二次許諾を認め、上川農業試験場に対する手続きは要さないものとする。

(名義使用の有効期間)

第8条 ロゴマークに含まれる名義使用の有効期間は、名義使用要領別記様式第2号(別紙3-1、3-2)の交付日から5年以内とする。

(名義使用承認の更新手続き)

第9条 ロゴマークに含まれる名義使用承認の更新手続きは次のとおりとする。

- (1) 名義使用要領別記様式第2号(別紙3-1、3-2)の承認を受けた者が、名義使用の有効期間満了後に引き続き当該使用の承認を受けようとするときは、有効期間満了の1月前までに、名義使用要領別記様式第3号(別紙4-1、4-2)を上川農業試験場に提出しなければならない。
- (2) 上川農業試験場は、前号の申請を審査し、相当と認めるときは名義使用要領別記様式第4号(別紙5-1、5-2)により許諾するものとする。
- (3) 名義使用承認更新により延長される名義使用の有効期間は、名義使用要領別記様式第4号(別紙5-1、5-2)の交付日から5年以内とする。

(使用基準)

第10条 使用者は次の場合はロゴマークを使用することができない。

- (1) 道総研の信用又は品位を害するおそれがある場合
- (2) 事業、商品やサービスの品質を保証するものとして使用する場合
- (3) 特定の政治活動、宗教活動の目的に使用する場合
- (4) 自己のロゴマーク、商標として使用する場合
- (5) 法令や公序良俗に反する、又は不正に使用する場合
- (6) 申請者(法人の場合にあっては、その役員又は経営に実質的に関与している者を含む。)が、道総研に対し、次の各号の事項を確約できない場合
  - 1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下、総称して「反社会的勢力」という。)に該当しないこと。
  - 2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、申請するものではないこと。
  - 3) 自ら又は第三者を利用して、次の行為を行わないこと
    - イ 道総研に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
    - ロ 偽計又は威力を用いて道総研の業務を妨害し、又は道総研の信用を毀損する行為

(使用上の遵守事項)

第11条 使用者はロゴマークの使用にあたり次の事項を遵守するものとする。

- (1) ロゴマークに関する著作権は道総研に帰属し、使用者は自己のロゴマークや商標としてはならないものとする。
- (2) ロゴマークが、使用者が提供する商品やサービスの品質の保証として、第三者に誤認されるような表示をしてはならないものとする。
- (3) ロゴマークを使用する際に係る費用については、使用者が負担するものとする。
- (4) 著作権許諾要領別記第6号様式(別紙7-1、7-2)に定める、利用範囲、利用目的、利用方法及び利用許諾条件を遵守するものとする。

(使用の中止)

第12条 前2条の規定に違反した場合、上川農業試験場は使用者に対し、ロゴマークの使用の中止を求めるものとする。

附則

この要領は、令和8年1月22日から施行する。